

事例番号:280045

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第三部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

1 回経産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 39 週 1 日 2:05 陣痛発来疑いにて入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 39 週 1 日

16:47 子宮口全開大

18:47 陣痛周期 10-15 分、オキシトシン点滴投与開始

19:26 経膈分娩

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:39 週 1 日

(2) 出生時体重: 2935g

(3) 臍帯動脈血ガス分析値:実施せず

(4) アプガースコア:生後 1 分 8 点、生後 5 分 9 点

(5) 新生児蘇生:実施せず

(6) 診断等:

生後 6 日 胆汁様の嘔吐あり、腸回転異常疑いの診断で当該分娩機関 NICU  
に入院

生後 7 日 高次医療機関 PICU に転院、腸回転異常、中腸軸捻転の診断で緊急  
開腹術施行

生後 16 日 退院

生後 11 ヶ月 頸定なし、ずり這いや座位保持未、躯幹四肢ともに低緊張、低緊張型脳性麻痺と診断

(7) 頭部画像所見:

1 歳 頭部 MRI で側脳室の大きさに左右差があるが、左右どちらも正常範囲で、低酸素性虚血性脳症などの破壊性脳病変を示す所見を認めない

6) 診療体制等に関する情報

(1) 診療区分: 病院

(2) 関わった医療スタッフの数

産科医 1 名、助産師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

妊娠経過、分娩経過、新生児経過に異常は認められず、脳性麻痺発症の原因は不明である。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

(1) 前児(第 1 子)が新生児 GBS 感染症に罹患したか否かについて、診療録に記載がないことは一般的ではない。

(2) その他の妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 39 週 1 日 2 時 05 分に陣痛発来疑いにて入院としたこと、その後の分娩監視の方法(分娩監視装置装着と胎児心拍数陣痛図の判読)は一般的である。

(2) 妊娠 39 週 1 日 18 時 47 分に、子宮口全開大、陣痛周期 10-15 分の状況で、オキシトシンを投与開始したことは一般的であるが、オキシシンの初回投与量、増量について診療録に記載がないことは一般的ではない。

3) 新生児経過

出生後の管理(生後 5 日に繰り返す嘔吐に対し、血液検査やレントゲン検査を実

施、生後 6 日に腸回転異常疑いと診断、NICU で精査・管理、生後 7 日に高次医療機関へ搬送)は一般的である。

#### 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

##### 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 新生児 GBS 感染症の予防のための抗菌薬投与について、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」に沿って行われることが望ましい。

【解説】「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」では、前児が GBS 感染症であった場合には、今回の妊娠で GBS 陰性が確認されても、分娩中に抗菌薬を投与すること、ペニシリン過敏症がない場合の抗菌薬の第一選択は、アンピシリンなどのペニシリン系抗菌薬とすること、アンピシリンの投与は、初回は 2g を静脈内投与し、以後分娩までは 4 時間ごとに 1g を静脈内投与することとされている。また、ペニシリン過敏症があり、アフィラキシー危険が低い妊婦に対するセファゾリンナトリウム水和物の投与は、初回は 2g を静脈内投与し、以後分娩までは 8 時間ごとに 1g を静脈内投与することとされている、本事例では、ペニシリン過敏症がない妊産婦に対し、抗菌薬としてセファゾリンナトリウム水和物を選択し、初回に 2g を静脈内投与し、以降分娩までの約 15 時間はセファゾリンナトリウム水和物を投与していない。

(2) 観察した事項および実施した処置等に関しては、診療録に詳細に記載することが望まれる。

【解説】診療録には、妊娠経過(妊娠 18 週と 26 週以外の浮腫の有無、前児の新生児 GBS 感染症の有無、妊娠 36 週のノストレストの判読所見)、分娩経過(オキシトシンの初回投与量・増量、血性羊水の有無、羊水量)に関する記載がなかった。

##### 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

##### 3) わが国における産科医療について検討すべき事項

###### (1) 学会・職能団体に対して

原因不明の脳性麻痺発症事例について、情報を集積し原因の究明や対策に

についての研究が望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して  
なし。